

出版権的構成、その他の構成に係る検討

1. 出版権的構成¹⁾について

(5) 現行出版権制度の各規定との関係

【問題の所在】

現行の出版権制度においては、著作者・著作権者の利益保護や出版界の慣行を考慮して、継続出版義務（第81条）、修正増減権（第82条）、出版権の存続期間（第83条）、出版権消滅請求（第84条）といった規定が設けられている。各規定の趣旨はそれぞれ以下のとおりである。

- ・継続出版義務（第81条）は、出版権の設定があった場合に複製権等保有者が別途出版することができなくなる点を考慮し、複製権や公衆送信権の実質的稼働を担保するために、出版権者に一定の出版義務を課したものである。
- ・修正増減権（第82条）は、著作者の人格的利益を保護する見地から、出版権の設定された著作物に修正・増減を加える機会を著作者に与えることとしたものである。
- ・出版権の存続期間の規定（第83条）は、出版界の慣行を考慮して、出版権の存続期間は設定行為で定めるものとするとともに、設定行為に定めが無い時は最初の出版後3年とすることとしたものである。無期限の出版権設定を認めると、複製権や公衆送信権の譲渡に等しい結果となることから、無期限の出版権を認めないこととしたものである。
- ・出版権消滅請求（第84条）のうち、第84条第1項及び第2項は、当初の出版が予定どおり行われないうちに、複製権等保有者の経済的収益の効率的稼働を図るために出版権を消滅させて別の出版者による出版に切り換えることができるようにしたものである。また、同条第3項は、著作者の公表権と裏腹の関係にある一種の人格的利益を担保する観点から、著作物の内容が複製権等保有者である著作者の確信に適合しなくなったときに、出版廃絶を目的として、出版権者に通常生ずべき存在の賠償を行って出版権を消滅させることができるようにしたものである。

そこで、これらの現行出版権制度で設けられている規定と同様の規定を、出版権的構成における独占的利用権の制度においても設ける必要があるかが問題になる。

【論点】

- ①継続出版義務（第81条）、修正増減権（第82条）、出版権の存続期間（第83条）、出版権消滅請求（第84条）の各規定について
→出版権的構成における独占的利用権の制度においても設けるべき規定が

¹ 「出版権的構成」とは、分野を限らない形で、特許法における専用実施権や著作権法における出版権のような準物権的な独占的利用権を創設する形の課題解決手段を指す（著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）（以下「令和元年度審議経過報告書」という。）20頁）。

あるか。特許法における専用実施権にはこれらと類似の規定は存在しないが、出版権的構成における独占的利用権についてもこれらと類似の規定は設けないということも考えられるか。

（６） 現行出版権制度の取扱い

【問題の所在】

仮に、出版権的構成により独占的利用権の制度を導入する場合、現行の出版権制度の取扱いについても検討する必要がある。

【論点】

①現行の出版権制度の取扱い

→（i）現行の出版権制度は残しつつ、出版権とは別個の権利として新たに分野を限定しない形の独占的利用権の制度を創設すること、（ii）現行の出版権制度も含めて新たな独占的利用権の制度に一本化することの大きく２通りの制度設計が考えられる。

→また、（i）については、さらに従前出版権がカバーしていた分野について出版権のみを選択できるとするのか、出版権と出版権的構成における独占的利用権のいずれも選択できるようにするのかの２通りの制度設計が考えられる。（ii）についても、出版分野について当該独占的利用権を設定する場合は現行の出版権制度にあるような上記（５）の各規定が特則として適用されるという制度設計も考えられる。

→以上のこれらのいずれを採用するかを検討するにあたって留意すべき点があるか²。

（７） その他

【論点】

①その他、出版権的構成について留意すべき点があるか。

→特許法その他の知的財産権法との関係やその他出版権的構成に固有の問題で、これまで挙げられている点のほかに、留意すべき点があるか。

※独占的利用許諾構成と出版権的構成との比較については資料１－２参照。

² この点については、出版関係団体から「出版権的構成については、そもそも出版権規定が妥協の産物であり、使いにくいところがあるとはいえ、出版界は８０年以上出版権規定とつきあってきており、その見直しにつながるのであれば、積極的に出版権的構成を推すことはできない。」との意見が示されている（令和元年度審議経過報告書１６頁）。

2. その他の構成について

【従前の議論】

その他の構成としては、以下のような2つの構成が検討対象として想定されていたところ、これらの構成については、独占的利用許諾構成や出版権的構成についての検討の結果、それらの構成では不十分又は不都合となった場合に検討を進めることとされていたところである³。

- ・独占的ライセンシーが、著作権者等が有する差止請求権を代位行使する際の要件を明文化した規定を創設する。
- ・著作権法第118条のように一定の場合に独占的ライセンシーが自己の名をもって、権利保全行為を行い得る旨の規定を創設する。

【論点】

- ①その他の構成についての検討の要否

以上

³ 令和元年度審議経過報告書21～22頁